

【緊急！】消費者トラブル注意報 第78号

「法務省管轄支局 国民訴訟通達センター」を名乗る者から、「**重要**」と赤いスタンプが押された封書で、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」なる書面が送り付けられる「架空請求」が発生しています。

事例

- ・ 以前に、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題した郵便はがきが届いたが、今回は、それが「重要」と赤いスタンプが押された封書に入れられて届いた。書面には具体的な契約内容や金額について一切記載がなく、身に覚えはないが、前回と同様に無視しているものだろうか。
この他、SMS による架空請求やアダルトサイトからの架空請求（ワンクリック詐欺）などの相談も多く寄せられています。

消費者へのアドバイス

無視しましょう。

正式な裁判手続では、訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前入りの封書で直接手渡しすることが原則となっており、郵便受けに投げ込まれることはありません。

裁判所からの本当の通知かどうかを見分ける方法が、法務省のホームページで紹介されています。
(<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji68-3.html>)

不安な時は、お住まいの消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談ください。

熊本県消費生活センター 相談電話 096-383-0999

(相談受付時間：平日の午前 9 時から午後 5 時まで)